

福島県強い農業づくり総合支援交付金事務取扱要領

(趣 旨)

第 1 この要領は、強い農業づくり総合支援交付金の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。

以下「補助金等適正化法」という。)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号)

○農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号)

○強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)

○強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2897 号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「国事務取扱」という。)

○農業協同組合等が補助事業により実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について(昭和 53 年 4 月 12 日付け 53 経第 639 号農林事務次官通知)

○強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2896 号農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。)

○農業用機械施設の補助対象範囲の基準について(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知。)

○補助事業等によって導入する農業機械の選定について(令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官通知)

○福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和 45 年 10 月 27 日福島県規則第 107 号。以下「規則」という。)

○福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和 45 年 10 月 28 日 45 財第 136 号福島県総務部長通達)

○福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 17 生流第 230 号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。)

○国庫補助事業の実施手続きについて(令和 7 年 5 月 19 日付け 7 生流第 748 号農林水産部長通知。)

(事業実施計画の提出)

第 2 事業実施主体の長は、国要綱別記 1 の I の第 3 の 1 で規定する事業実施計画(別紙様

式1号)を国要綱別記1のⅠの第3の1の規定に基づき市町村長に提出するものとする。

- 2 市町村長は、事業実施計画承認申請書(第1号様式)を作成し、福島県農林事務所長(以下「所長」という。)を経由し福島県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、複数年にわたる整備事業で2年度目以降の事業の実施にあたっては、市町村長は年度実施計画承認申請書(第1号様式)を別途定める期日までに、所長を経由して知事に提出するものとする。

- 3 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を経由し市町村長に対し、承認を行うものとする(第2号様式)。
- 4 福島県農林事務所の域を越える広域的な交付事業者等(以下「直接交付事業者」という。)の長は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 5 国要綱別記1のⅠの第3の2(2)ウの規定に基づく事業については、計画承認をもって知事が特に必要と認めたものとする。

(再編計画の提出等)

- 第3** 国要綱別表1のⅠのメニューの欄の1の(2)の取組を行う場合、事業実施主体の長は、国要綱別記1のⅡ-2の第2の6で規定する再編利用計画もしくは再編合理化計画(国要綱別紙様式8号。以下「再編計画」という。)について、市町村長に提出するものとする。

- 2 市町村長は、第2の2の事業実施計画承認申請書と併せ再編計画について、所長を経由し知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を経由し市町村長に対し、承認を行うものとする(第2号様式)。
- 4 福島県農林事務所の域を越える広域的な再編利用計画作成主体の長は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 5 国要綱別記1のⅡ-2の第2の6の規定に基づく各年度の再編利用計画の取組状況報告書(国要綱別紙様式10号)の報告については、1及び2の規定に準じて行うものとし、知事への報告期限は翌年度の5月末までとする。

(交付金の割当内示)

- 第4** 国から交付金の割当内示を受けた農林水産部長(以下「部長」という。)は、予算の範囲内で所長に対し、交付金の割当内示を行うものとする(第3号様式の1)。
- 2 所長は、配分された交付金枠の範囲内で、市町村長に対し、交付金額を割当内示するものとする(第3号様式の2)。
- 3 部長は、直接交付事業者に対しては、1及び2の規定にかかわらず、直接交付金額の割

当内示をすることが出来るものとする（第3号様式の2）。

（事業実施設計書の作成）

第5 事業実施主体は、国事務取扱第1の1の規定に基づき実施設計書を作成し、第4号様式により市町村を経由して所長に提出するものとする。

2 提出を受けた所長は、実施設計書の写しを部長に送付する。

3 直接交付業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（交付金交付申請書の提出）

第6 市町村長は、第4の2の規定による交付金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに交付要綱第3条第1項による交付金交付申請書を所長に提出するものとする。

2 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（交付金の交付の決定）

第7 知事又は所長は、交付対象事業にかかる交付金の交付を決定したときは、市町村又は直接交付事業者（以下「交付事業者等」という。）の長に対し交付決定通知書（第4号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。

2 所長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

（着工制限）

第8 交付対象事業は、原則交付決定に基づき行うものとする。

2 1の規定にかかわらず事業実施主体の長は、次の事由に該当し交付決定前に着工する必要がある場合は、交付決定前着工届（国事務取扱別記様式第2号）を市町村長に提出するものとする。

なお、交付決定前着工の必要がある場合とは、当該事業の着工が交付決定後に実施された場合に、工事の完了時期が予定より著しく遅れ、そのため工事完了に伴う事業の効果が直ちに発生することなく、翌年度まで遊休化する恐れがある場合とする。

また、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の割当内示を受けて着工するものとする。

その場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

3 2の規定による提出を受けた市町村長は、必要性を検討のうえ、所長に届け出るものとする。

4 3の規定による提出を受けた所長は、必要性を検討のうえ、部長に写しを送付するもの

とする。

- 5 直接交付事業者の長は、2 及び 3 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業の施行)

- 第 9** 事業は直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1 つの事業については 1 つの施行方法により実施することを原則とする。
- 2 請負施行及び代行施行によって事業を実施する場合は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあつては、あらかじめ、国事務取扱別記様式第 3 号により、その理由、選定方法等を市町村長に報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。
- 3 取組主体が農業協同組合、農事組合法人及び農業者等の組織する団体の場合、農業施設等の建設・製造請負契約において最低制限価格制を採用するにあたっては、慎重に検討の上特別の事情によりやむを得ない場合にのみ限定されるものとする。この場合にあつても予定価格に対し、高率な最低制限価格を設定し、競争の利益を失わないように留意するものとする。
- 4 2 の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 5 3 の規定による提出を受けた所長は、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を行うものとする。
- 6 直接交付事業者の長は、2 及び 3 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。
- 7 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であつて、安全性検査の対象となっている乾燥機（穀物用循環型）のうち、令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて交付金を活用する場合にあつては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

(談合等不正行為の防止)

- 第 10** 事業実施主体は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知）第 54 条の 2（A）を例として、交付対象事業に係る工事の請負契約又は代行施工契約等の契約書に、談合等不正行為があつた場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。
- 2 交付対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、所長は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」

(平成 19 年 11 月 20 日付け 19 経第 1245 号農林水産省大臣官房経理課長通知) に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

- 3 事業実施主体は、交付対象事業に係る工事の請負契約、代行施行契約の入札及び随意契約の締結（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成 27 年 1 月 28 日付け 26 経第 1258 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（国事務取扱別記様式第 1 号参考様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

(入札結果報告・着工届)

- 第 11 事業実施主体の長は、整備事業にかかる契約をしたときは、市町村長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工届（国事務取扱別記様式第 1 号）により報告するものとする。
- 2 1 の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(変更届)

- 第 12 事業実施主体の長は、交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、交付要綱第 5 条に基づいて行うものとするが、交付要綱第 4 条第 1 項に規定する軽微な変更を行う場合には、事前に市町村長に協議のうえ、適当と認められた場合は市町村長にすみやかに文書により届け出るものとする。
- 2 1 の規定による文書の提出を受けた市町村長は、変更届（第 6 号様式）を所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(完了報告書)

- 第 13 事業実施主体の長は、工事を伴う（機械等の発注を含む。）交付対象事業が完了したときは、しゅん功検査を行い市町村長にすみやかにしゅん功届（国事務取扱別記様式第 5 号）を提出するものとする。
- 2 1 の規定による提出を受けた市町村長は、交付対象事業が適正に行われたことを確認し、すみやかに 1 のしゅん功届及び交付要綱第 8 条第 2 項による完了報告書を所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

る。

(実績報告書)

第 14 事業実施主体の長は、交付事業が完了したときは、市町村長が定める交付金交付要綱等に基づき交付金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出するものとする。

2 1の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、すべての交付対象事業が適正に完了したことを確認して交付要綱第9条第1項による交付金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。

3 工事を伴う交付事業にあつて、1の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真、財産管理台帳等とする。

4 所長は、2の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

5 直接交付事業者の長は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業実施状況報告書)

第 15 事業実施主体の長は、国要綱別記1のⅠの第3の3(1)の規定に基づき、事業実施状況報告書及び評価報告書(第7号様式)を作成し、市町村長に提出するものとする。

2 1の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書の内容を検討し、必要に応じ事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、7月末までに所長に提出するものとする。

3 所長は、2の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

4 直接交付事業者の長は、1及び3の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業評価報告書)

第 16 事業実施主体の長は、国要綱別記1のⅠの第3の4(1)の規定に基づき、目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を事業実施状況報告書及び評価報告書(第7号様式)により作成し、市町村長に提出するものとする。

2 1の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告の内容を点検評価し、7月末までに所長に提出するものとする。

また、市町村長は、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(国要綱別記1のⅡ-1の第2の1(6)ア及びイ、Ⅱ-2の第2の1(7)アからウに掲げる場合等)にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、国要綱別紙様式 6 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、1 の規定に準じ改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

- 3 所長は、2 の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
- 4 直接交付事業者の長は、1 及び 3 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(成果確認検査)

第 17 知事又は所長は、交付金実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成 6 年 4 月 1 日付け 6 農第 36 号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

(交付金の額の確定)

第 18 知事又は所長は、前項の成果確認検査により、交付金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定するものとする。交付金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和 50 年 1 月 27 日付け 50 農林第 14 号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和 51 年 8 月 20 日付け 51 農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

(財産の処分等)

- 第 19** 事業実施主体の長は、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等しようとする場合には、国事務取扱による各申請書を市町村長に提出するものとする。
- 2 前項の承認申請書の提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
 - 3 直接交付事業者の長は、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この事務取扱要領の施行に伴い、福島県生産振興総合対策事業等事務取扱要領（平成 15 年 1 月 24 日施行）は廃止する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この事務取扱要領の施行に伴い、福島県経営構造対策事業等事務取扱要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

ただし、平成 20 年度までに事業を実施した地区については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成 22 年 5 月 29 日から施行する

附 則

この事務取扱要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 22 年度までに事業を実施した地区については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、平成 25 年度までに事業を実施した地区については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

ただし、平成 27 年 2 月 2 日までに事業を実施した地区については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この事務取扱要領は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

ただし、平成 26 年度までに事業を実施した地区については、なお、従前の例により取り

扱うものとする。

附 則

この事務取扱要領は、令和４年４月１日から施行する。

ただし、令和３年度までに事業を実施した地区については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この事務取扱要領は、令和７年５月１９日から施行する。